

令和4年度旭川市農業委員会第6回定例農地部会議事録

- 1 開催日 令和4年9月26日(月曜日)
- 2 開催時間 午前9時6分開会 午前9時19分閉会
- 3 開催場所 旭川市職員会館 3階 6号室
- 4 出席委員 15名
1番・北原 浩美 2番・鹿野 直子 3番・柿木 和恵 4番・佐藤 慎二
5番・秦 真一 6番・外川 守 8番・高倉 伸淳 9番・松木 一幸
10番・宮嶋 睦子 12番・鷺尾 勲 13番・浅沼 博実 15番・一宮 敏昭
16番・清水 利秋 18番・山田 孝 19番・滝川 岳雪
- 5 欠席委員 7番・湯浅 光二 11番・平 克洋 14番・只石 博幸
17番・石尾 卓也
- 6 事務局職員 野谷事務局長 小浜事務局次長 西村副主幹
大谷副主幹 稲場主査 荒主査
正部川主任 川原主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 4番・佐藤 慎二 5番・秦 真一
- 9 議事内容
 - (1) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第16条の規定による通知について
 - (2) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
 - (3) 議案第4号 現地目証明願について
 - (4) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (5) 報告第2号 農地法第18条の規定による通知について
 - (6) 報告第3号 あっせん候補者の登録について

10 議事録本紙

- 議長（山田 孝） ただいまから、令和4年度旭川市農業委員会第6回定例農地部会を開会いたします。
- 本日の出席委員数は、15名でございます。部会規則第8条の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立しております。
- 欠席委員の詳細につきまして、事務局から報告いたします。
- 事務局（小浜事務局次長） 事務局。
- 御報告申し上げます。本日の部会に、7番湯浅委員、11番平委員、14番只石委員、17番石尾委員から、欠席する旨の届出がございました。
- 以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
- 4番佐藤委員、5番秦委員の両委員を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。
- また、議事について発言の際は、議席番号を告げてから御発言いただきます。
-
- 議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。
- 日程第1議案第2号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による通知について」を上程いたします。事務局から説明いたします。
- 事務局（稲場主査） 事務局。
- 日程第1議案第2号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による通知について」を御説明いたします。
- 議案の該当ページは1ページないし3ページで、御審議いただく全体の件数は、西神楽地区の2件でございます。
- 内容でございますが、土地所有者である申出者からあっせんの申出があり、議案の調整年月日の日付であっせん委員会を行いました。売買予定時期の不一致のため、不調となりました。
- しかしながら、当該農地は集団的な農地であり、地区で選考した買い手候補者以外に買受意向はなく、かつその者が一定期間、賃貸借後の買受を希望しており、集積を図るためには農地中間管理機構である北海道農業公社の特例事業による買入が必要と認められるとあっせん委員会において判断したことから、公社と申出者に対して買入協議を実施することについて審議を求めらるものでございます。
- 本日、この審議が決定されますと、公社と申出者に買入協議の通知を行います。

なお、今後の手続につきましては、土地所有者は市町村から買入協議の通知から3週間はあつせん対象地の譲渡制限が課せられ、その間に買入協議を行うこととなります。

買入協議が成立した場合、農地部会において土地所有者から公社への所有権移転に関する審議を行い、決定されれば、登記手続を農業委員会でを行い、公社から申出者に土地代金が支払われた後、公社と買い手候補者との間で賃貸借を行うこととなります。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第2号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第2号について「異議なし」と認め、申出者と北海道農業公社に通知することに決定をいたします。

○議長（山田 孝） 続きます、日程第2議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（川原主任） 事務局。
日程第2議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。
議案の該当ページは5ページないし10ページでございます。
御審議いただく全体の件数は、所有権移転が2件、利用権設定の内、賃貸借が10件、使用貸借が1件で、合計は13件となります。
地区別の内訳でございますが、所有権移転の2件は、いずれも西神楽地区となっております。
賃貸借の10件につきましては、東鷹栖地区2件、江神地区2件、西神楽地区1件、東旭川地区5件となっております。
使用貸借の1件につきましては、東旭川地区となっております。
集積面積は、所有権移転が3.9ha、利用権設定の賃貸借が18ha、使用貸借が0.5ha、合計22.4haでございます。
内容でございますが、所有権移転の番号1番は農地保有合理化事業に基づく北海道農業公社による売渡し、番号2番は農地保有合理化事業に基づく北海道農業公社による買入れでございます。
利用権設定の11件は、期間満了による再設定が6件、借主変更が2件、稼働力不足などを理由とした新規案件が3件となっております。
いずれも旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、かつ、利用権

設定等促進事業の要件を満たしていると認められることから、議案の内容に基づいて農用地利用集積計画案を策定いたしました。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第3号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第3号について異議なしと認め、計画を決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きます。日程第3議案第4号「現地目証明願について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（正部川主任） 事務局。
日程第3議案第4号「現地目証明願について」を御説明いたします。
議案の該当ページは11ページないし13ページでございます。
江神地区、西神楽地区、東旭川地区で各2件、合計で6件の願出がありました。

願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、現況は願出のとおり農採地以外であることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について「異議なし」と認め、議案のとおり非農地とすることに決定いたします。

○議長（山田 孝） 引き続き、報告案件について進めてまいります。
日程第4報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ですが、これにつきましては、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（大谷副主幹） 事務局。
日程第4報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御

説明いたします。議案の該当ページは15ページないし22ページでございます。

本件につきましては合計7件の届出があり、地区ごとの内訳としましては、東鷹栖地区3件、西神楽地区1件、東旭川地区3件となっております。

届出の内訳としましては、全件が相続による所有権の取得でございます。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありました。御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第1号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第5報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（荒 主 査） 事務局。

日程第5報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。議案の該当ページは23ページでございます。

本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、東鷹栖地区で1件、西神楽地区で1件、合計で2件ございました。

これらにつきましては、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき、農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありました。御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第2号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第6報告第3号「あっせん候補者の登録について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（稲場 主査） 事務局。
日程第6報告第3号「あっせん候補者の登録について」を御説明いたします。議案の25ページを御覧ください。

本件につきましては、永山地区で2件の申出があり、議案にあります名簿登録年月日の日付で登録を行いました。

これらにつきまして、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき、農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第3号を終わります。

○議長（山田 孝） 以上で、本日の提出案件審議は、全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年度旭川市農業委員会第6回定例農地部会を閉会いたします。